

電子マニフェスト制度等 説明会

大阪市環境局 環境管理部 環境管理課
産業廃棄物規制グループ

大阪市の本日の説明項目

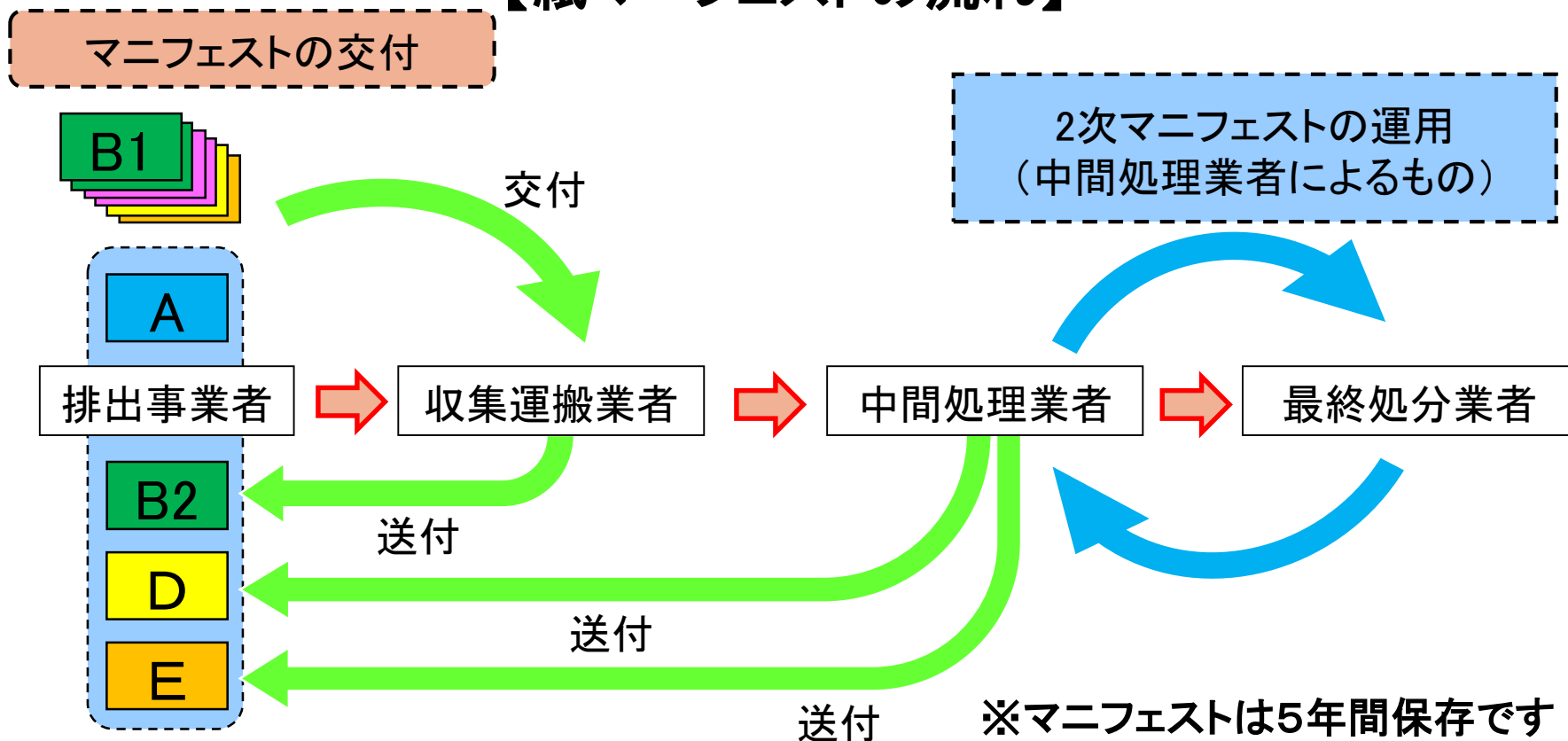
- (1) 電子マニフェストについて
- (2) 電子マニフェスト義務化への経緯
- (3) 電子マニフェスト義務化制度等の概要
- (4) 義務化制度等や電子マニフェストの
周知、普及啓発の取組み

(1) 電子マニフェストについて

【マニフェスト制度とは】

- ▶ その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時に産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければならない。(廃棄物処理法第12条の3第1項)

【紙マニフェストの流れ】



(1) 電子マニフェストについて

【電子マニフェスト制度とは】



電子マニフェストの利用には、**排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者の加入が条件**

電子情報の送受信

廃棄物処理法第13条の2に基づき
環境大臣が全国で1つ指定

情報処理センター

(公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター)

- 運搬・処分終了の通知
- 報告期限切れ情報の通知
- マニフェスト情報の保存・管理

電子マニフェスト導入の主なメリット

【電子マニフェスト使用の主なメリット】

○事務処理の効率化(事務負担の軽減)

- ①紙マニフェストの保存が不要
- ②照合作業(廃棄物の処理状況の確認)が容易
- ③産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出の必要なし!

○法令遵守(コンプライアンス)

- ①入力漏れ防止機能
- ②処理期限の通知機能

○データの透明性(偽造防止等の効果)

- ①排出、収集、処分の3者が閲覧可能
- ②1者が勝手に修正・取消できない

(2) 電子マニフェスト義務化への経緯

(2) 電子マニフェスト義務化への経緯

【発端】

上下水道工事におけるマニフェスト偽造疑い

報道発表資料 産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）偽造の疑いに関する調査の着手について

ページ番号：439977 2018年7月4日

問合せ先：環境局 環境管理部 環境管理課（産業廃棄物規制グループ）（06-6630-3280）、水道局 工務部 工務課（技術監理担当）（06-6616-5740）、建設局 企画部 工務課（工事監理担当）（06-6615-6458）

平成30年7月4日 14時発表

大阪市水道局及び建設局の発注工事において、産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト伝票」という。）の偽造の疑いがある旨の情報が平成30年4月にあり、また、堺市での事案に関する報道（注1）を受け、両局において関係者に対し任意で聞き取りを実施した結果、偽造の疑いのあることが判明しました。

今後、産業廃棄物の適正処理指導を行う大阪市環境局は、市関係局及び関係機関と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づく調査に着手します。

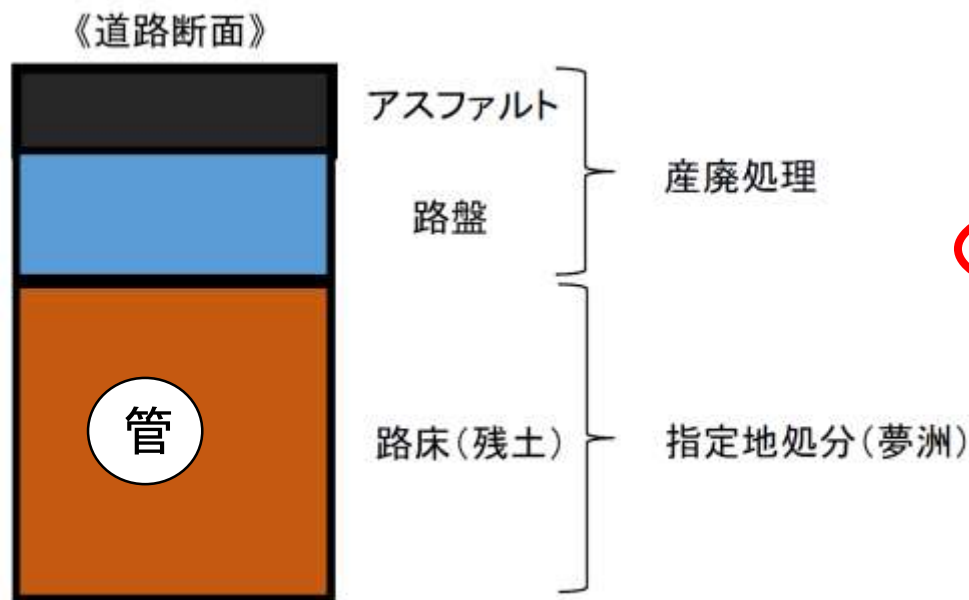
平成30年7月4日 本市報道発表(抜粋)

(2) 電子マニフェスト義務化への経緯

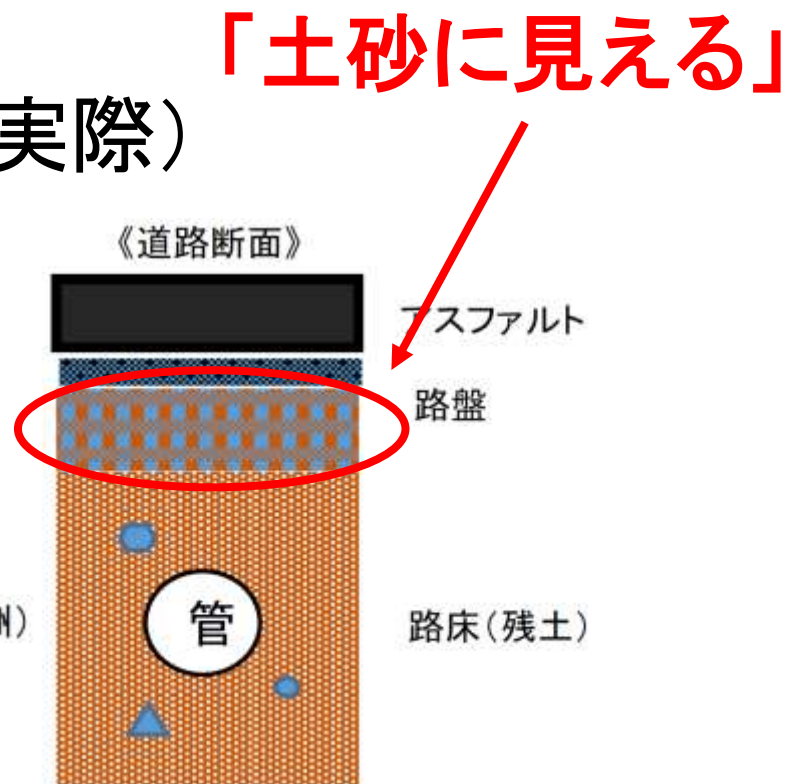
【判明した事実1】

・路盤廃材を土砂として処分

(設計上)



(実際)



→ 産業廃棄物である路盤廃材をマニフェストの運用なしで処理 (管理票交付義務違反、引受禁止違反)

(2) 電子マニフェスト義務化への経緯

【産業廃棄物の種類】

(廃棄物処理法第2条第4項、施行令第2条)

産業廃棄物の種類			
1	燃えがら	11	がれき類
2	汚泥	12	ばいじん
3	廃油	13	紙くず★
4	廃酸	14	木くず★
5	廃アルカリ	15	繊維くず★
6	廃プラスチック類	16	動植物性残さ★
7	ゴムくず	17	動物系固形不要物★
8	金属くず	18	動物のふん尿★
9	ガラスくず、陶磁器くず及び コンクリートくず	19	動物の死体★
10	鉱さい	20	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分す るために処理したものであって、これらの産 業廃棄物に該当しないもの

アスファルトも
路盤廃材も
がれき類！！

注) ★印 業種の限定があります。

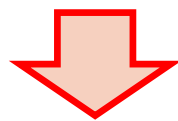
(2) 電子マニフェスト義務化への経緯

【排出事業者責任】

- ▶ **事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。**

(廃棄物処理法第3条第1項)

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の処理責任を有しています。



- ▶ 処理そのものは、処理業者に委託して行うことは可能ですが、その廃棄物の適正処理は、事業者が責任をもって管理をしなければなりません。

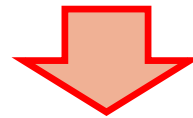
(2) 電子マニフェスト義務化への経緯

【排出事業者責任】

- ▶ **建設**工事に伴い生ずる**廃棄物の処理責任は、元請業者を事業者とする。**

(廃棄物処理法第21条の3第1項)

建設廃棄物は元請業者に処理責任があります。



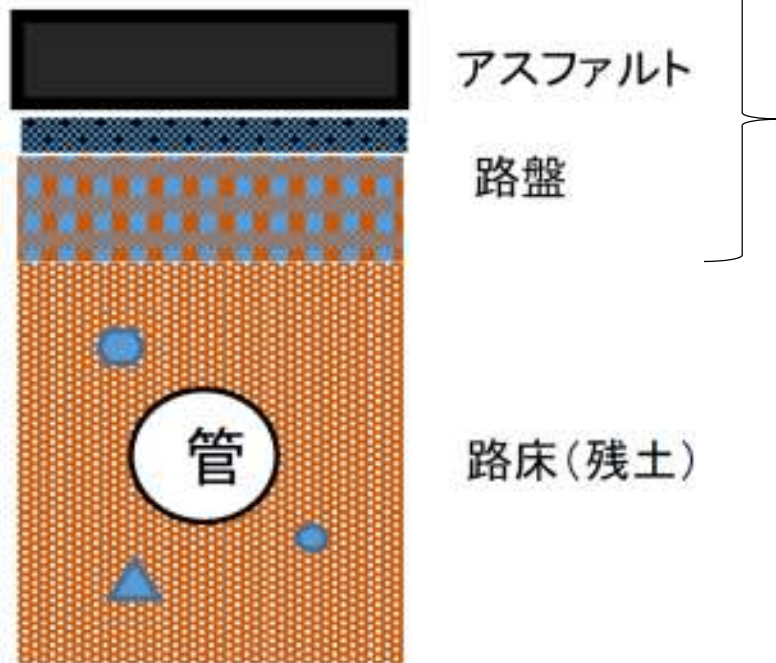
- ▶ **発生した建設廃棄物は、元請業者が自らの産業廃棄物として処理するか、その処理(運搬・処分)を許可業者に委託しなければなりません。**
- ▶ **下請業者が処理(運搬、一時保管、処分)を行うには、産業廃棄物処理業の許可が必要**です。

(2) 電子マニフェスト義務化への経緯

【現場での作業】

(実際)

《道路断面》



これら産業廃棄物を元請業者の事業場(排出現場以外)で保管する場合・・・

→届出を要する場合があります！！

(2) 電子マニフェスト義務化への経緯

【産業廃棄物の保管に必要な届出】

- ▶ 元請業者が産業廃棄物を建設工事現場の外において自ら保管を行う場合は、事前に届出が必要な場合があります。
- ▶ 届出は保管を開始する2週間前までに行ってください。

保管場所の面積等	法に基づく届出	条例に基づく届出
保管の用に供される場所の面積が300m ² 以上	必要	—
保管を行う事業場の敷地等の面積が200m ² 以上であり、保管の用に供される場所の面積が300m ² 未満	—	必要
保管を行う事業場の敷地等の面積が200m ² 未満	—	—

★**下請業者**が元請業者の廃棄物を保管する場合は、**届出では不可。許可が必要。**

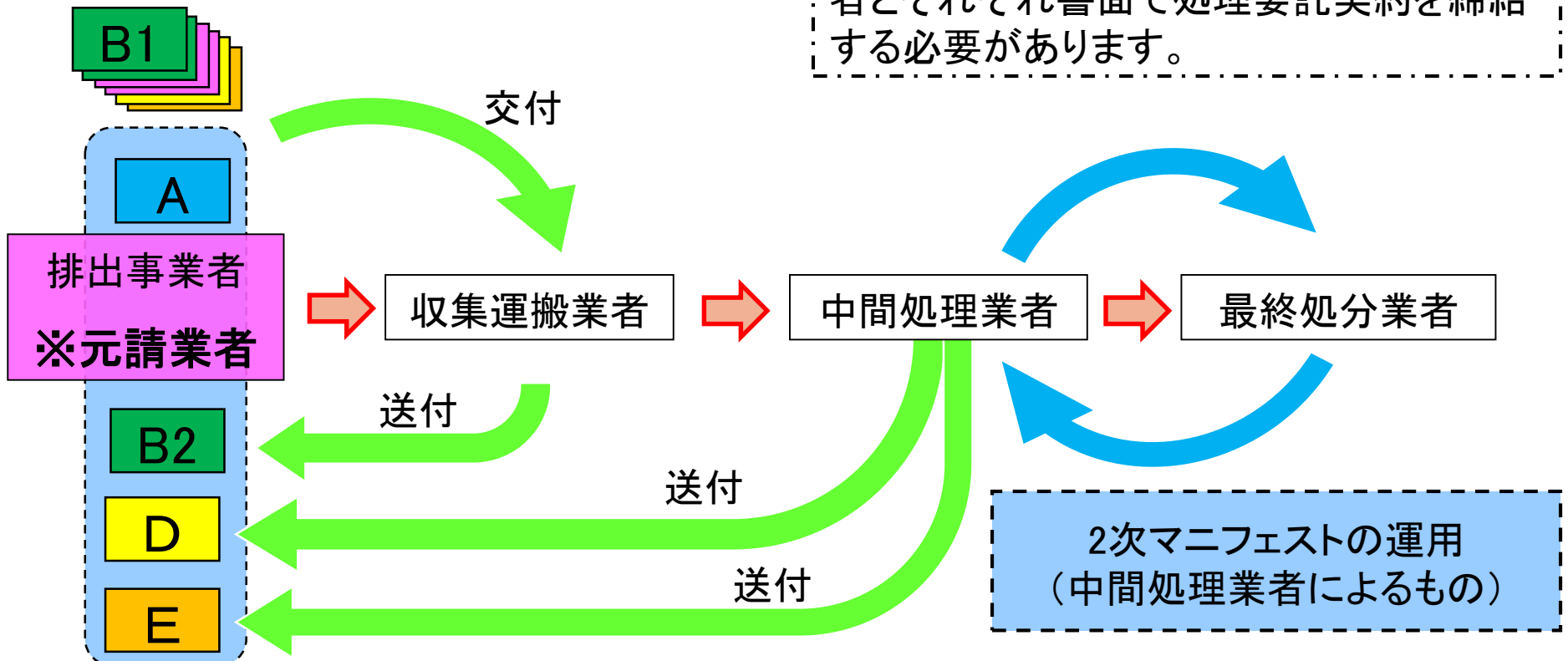
(2) 電子マニフェスト義務化への経緯

【産業廃棄物の処理に必要なマニフェスト】

- ▶ その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時に産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければならない。(廃棄物処理法第12条の3第1項)

マニフェストの交付

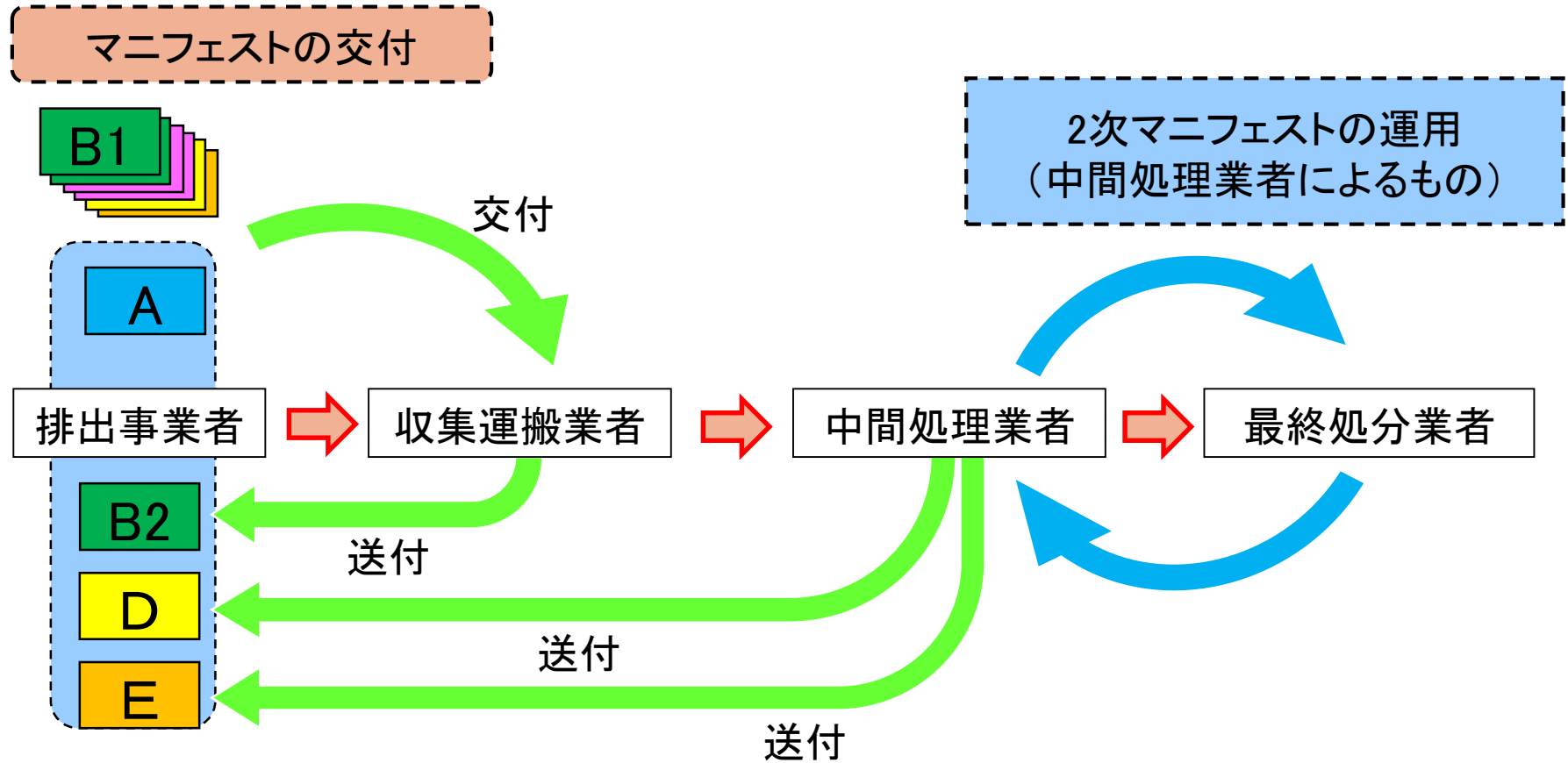
排出事業者は収集運搬業者と中間処理業者とそれぞれ書面で処理委託契約を締結する必要があります。



(2) 電子マニフェスト義務化への経緯

【判明した事実2】

- ・マニフェストは竣工検査終了後廃棄処分していた。



※マニフェストは5年間保存が必要

→管理票保存義務違反

(2) 電子マニフェスト義務化への経緯

【判明した事実3】

- ・工事検査資料として必要なマニフェストのコピーを偽造して発注部局に提出していた。

(目的)

- ・工事検査時に説明が煩雑になるのを避けるため

(主な偽造の内容)

- ・設計上の産業廃棄物排出量と実際の処理量にかい離が生じ、マニフェスト伝票を設計に合わせようとした。
- ・過積載の事実を調整しようとした。

(廃棄物処理法上の違反行為には該当しない)

(2) 電子マニフェスト義務化への経緯

【調査結果】

令和2年4月17日及び令和3年3月30日 本市報道発表内容集計

- ・調査した354業者のうち231業者において廃棄物処理法上の違反行為を確認。
- ・マニフェスト交付義務違反もしくは引受禁止違反が認められた195業者^(注)に対して、廃棄物処理法第12条の6に基づく勧告を実施。

(注)195業者にはマニフェスト保存義務違反に該当する業者も含む)

- ・マニフェスト保存義務違反のみが認められた36社に対して、文書指導を実施。

【再発防止策】

- ・不適正施工の防止
- ・電子マニフェストの使用促進、義務化への取組み

(3) 電子マニフェスト義務化制度等の概要

○本市発注工事における電子マニフェスト使用義務化

○本市が排出する産業廃棄物の処理委託における電子マニフェスト使用

(3) 電子マニフェスト義務化制度等の概要

【制度導入の趣旨】

- ・本市発注工事における産業廃棄物管理票の不正使用の再発防止のため、事務処理の効率化、法令遵守、データの透明性などメリットの大きい電子マニフェストの使用を義務化するもの。
- ・あわせて、本市が排出する産業廃棄物の処理委託についても、電子マニフェストを使用する。

(3) 電子マニフェスト義務化制度等の概要

【義務化対象工事及び実施時期】

- ・ **すべての本市発注工事**
- ・ **令和4年度**から適用
(令和4年4月1日以降契約分)

ただし、次の場合において、監督員の事前の承諾を得た場合は、紙のマニフェスト伝票の使用を認める

(義務化対象外工事)

- ・ 災害等により電子マニフェストを使用できない場合
- ・ 設計上発生することが想定されていない種類の産業廃棄物が発生し、紙マニフェストでしか処理できない場合

(3) 電子マニフェスト義務化制度等の概要

【電子マニフェストの義務化の明文化】

- ・**特記仕様書※**を設計図書に添付し、**電子マニフェストの使用義務を明記**

※【資料3】: 廃棄物の処理に関する特記仕様書

(そのほかの特記仕様書記載事項)

- ・電子マニフェストが使用できることを証する書類の提出に関すること
- ・やむを得ず紙マニフェストが使用できる場合およびその場合における手続きに関すること

(3) 電子マニフェスト義務化制度等の概要

【契約管財局ホームページ】

[大阪市トップページ](#) > [産業・ビジネス](#) > [入札契約情報](#) > [入札契約制度等](#) > [令和4年度からの入札契約制度の改正等について](#)

令和4年度からの入札契約制度の改正等について

ページ番号：538810

2022年4月13日

大阪市は、これまで入札・契約の公正性、透明性、競争性の向上を図るため様々な改正を行ってまいりましたが、今般、入札契約制度のより一層の改善を図ることとしましたので、次のとおりお知らせします。

令和3年12月27日公表分

大阪市発注工事における電子マニフェストの義務化に伴うペナルティについて

令和3年7月1日および令和3年9月10日公表「大阪市発注工事における電子マニフェストの義務化及び大阪市が排出する産業廃棄物処理委託における電子マニフェストの使用について」でお知らせした義務化に向けた取組内容について、電子マニフェスト未使用の受注者へのペナルティについて、具体的な運用を定めましたのでお知らせします。

(3) 電子マニフェスト義務化制度等の概要

1 電子マニフェスト未使用の受注者へのペナルティ

(1) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく競争入札参加停止措置

電子マニフェストを使用しなかったときの参加停止措置

⇒ 契約違反としての2月の停止措置

(2) 工事成績評定の減点

監督職員からの文書による改善指示（電子マニフェストの使用）に従わなかったとき

⇒ 工事成績評定で4点減点

【実施時期】

令和4年4月1日以降契約分から適用

(3) 電子マニフェスト義務化制度等の概要


2 電子マニフェストの使用の確認時期及び確認方法等の詳細な事務手続きについて

電子マニフェストの使用の確認手続きについて、適正な施工の確保を徹底するため、「大阪市請負工事施工体制確認マニュアル」の改正を行います。

【実施時期】

令和4年4月1日以降契約分から適用

工事請負契約の電子マニフェスト義務化の概要

 [電子マニフェスト義務化のイメージ（工事請負契約）\(PDF形式, 376.03KB\)](#)

工事請負契約における電子マニフェスト義務化のフロー図

【資料4】

 [大阪市請負工事施工体制確認マニュアル\(PDF形式, 317.83KB\)](#)

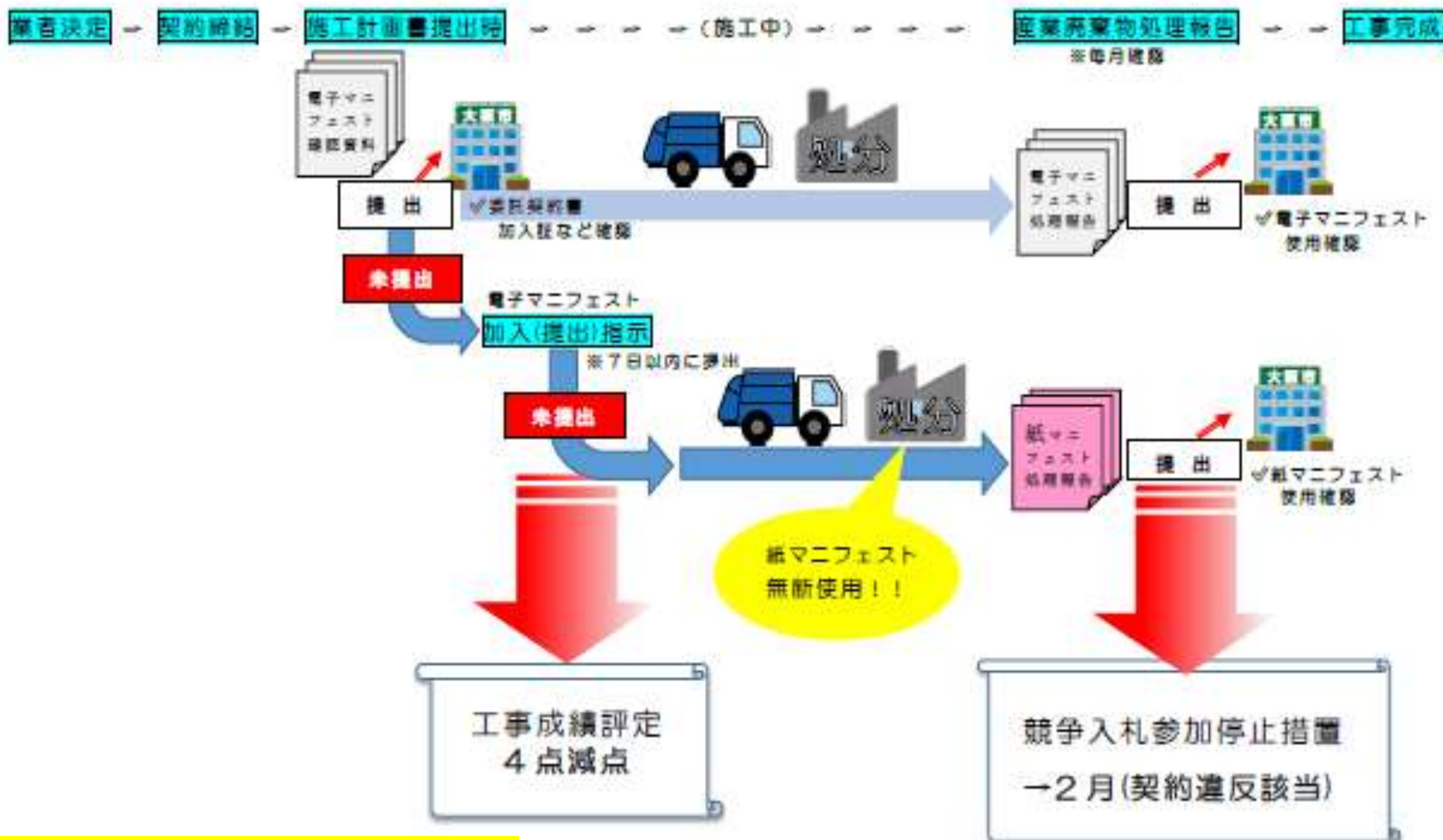
監督職員の書類手続きの確認時期や確認方法等について記載したマニュアル

【資料5】

(3) 電子マニフェスト義務化制度等の概要

電子マニフェスト義務化のイメージ（工事請負契約）

【概要】



※【資料4】と同一のものです

※紙マニフェスト使用の事前承諾ありの場合は対象外

(2) 電子マニフェスト義務化制度等の概要

【事業者からの主なご質問】

※【資料6】の一部

Q1 契約時に電子マニフェストに加入している必要があるのか

A1 契約時点では必ずしも必要ない、ただ工事着手前(施工計画書提出時)に加入を証する書面を監督員に提出しなければならない

Q2 その際、提出する書面はどのようなものか

Q2 JWセンターが発行する加入者証又は、優良認定を受けたことを証する業の許可証

Q3 それらはどこに記載されているのか

Q3 工事設計書に添付する「産業廃棄物の処理に関する特記仕様書(資料3)」や、「大阪市請負工事施工体制確認マニュアル(資料5)」に記載されている。

(2) 電子マニフェスト義務化制度等の概要

○本市が排出する産業廃棄物の処理における電子マニフェスト使用

【対象及び実施時期】

- ・本市が排出するすべての産業廃棄物の処理委託案件
- ・令和4年度から適用
(令和4年4月1日以降契約分)

※入札段階で電子マニフェストへの加入を要件とする。(入札参加資格を設定)

【例外規定】災害等により電子マニフェストを使用できない場合 ※本市発注工事と同じ

(4) 義務化制度等や電子マニフェストの周知、普及啓発の取組み

(4) 義務化制度等や電子マニフェストの周知、普及啓発の取組み

1 制度説明会の開催

本市発注工事電子マニフェスト義務化制度の概要及び電子マニフェストシステムの概要についての説明会を開催（昨年度4回実施、今年度は本日限り（予定））

○説明概要を本市ホームページ、環境局のYouTubeチャンネル（本市ホームページからアクセス）での情報発信中。今後も追加説明事項を更新予定。

(4) 義務化制度等や電子マニフェストの周知、普及啓発の取組み

2 操作研修会の実施(昨年度8日計16回開催)

本市発注工事に入札を予定されている排出事業者(元請業者)や処理業者※が運搬及び本市が排出する産業廃棄物を処理委託される処理業者は、令和4年度からは電子マニフェスト導入が必須

※下請業者が運搬する場合も含む

→今年度も4回開催を決定

(4) 義務化制度等や電子マニフェストの周知、普及啓発の取組み

2 操作研修会の実施

1 開催日 令和4年6月16日(木)、7月27日(水)

2 時間 10:00~12:00 14:00~16:00(各日とも)

3 開催場所 大阪産業創造館 5階 パソコン実習室
大阪市中央区本町1-4-5

4 募集定員 各回18名(先着順)

5 申込方法 **メール**またはファックス(06-6630-3581)

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000566826.html> **掲載の**
申込フォームに記入し、e-manifest@city.osaka.lg.jp**へ、送信**

6 参加費用 無料

皆様のご参加をお待ちしております！！

最後に

電子Manifestのメリットは大きい！！

- 1 IT化を推進し、事務の効率化を図る
- 2 違法性を排除、データの透明性を確保
- 3 コスト削減



本年度も電子Manifest導入への普及啓発に最大限取り組みます！！